

令和 7 年度

浅科人权文化センター運営委員会

資料

隣保館の歴史

昭和28年度の国家予算に、初めて同和地区に隣保館を建設する経費の補助金が計上され、その後、同和対策事業特別措置法制定を契機として全国に隣保館の整備が図られた。平成9年特別措置法が失効したことにより、同和対策施設から社会福祉施設へと変わり現在に至る。

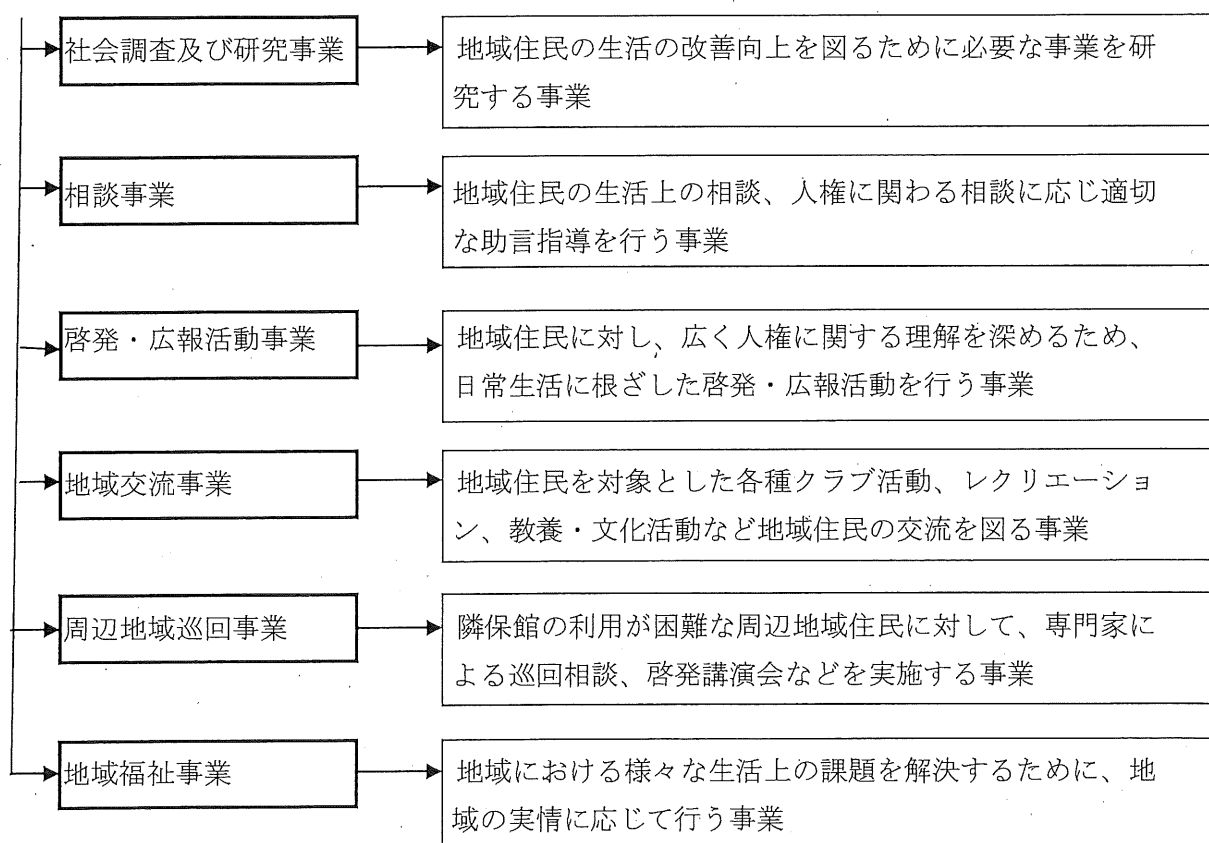
隣保館の目的

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。

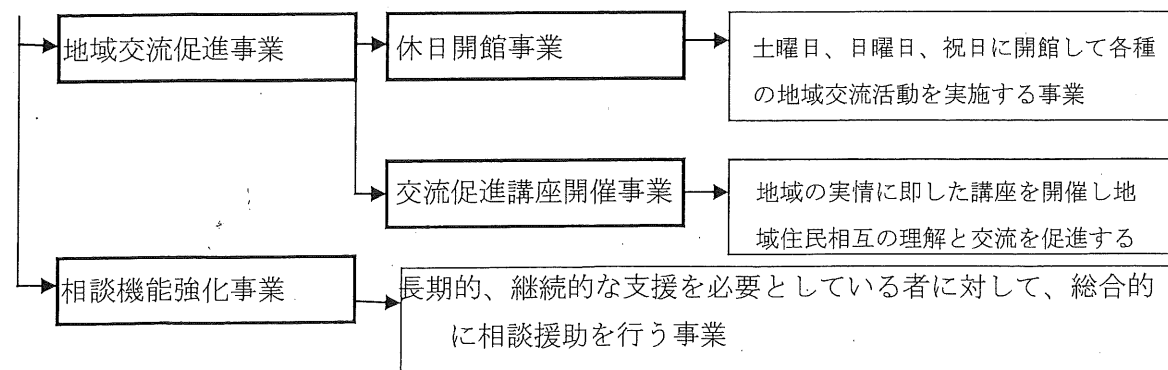
隣保館事業の体系

H14.8.29 厚生労働事務次官通知隣保館設置運営要綱より

基本事業



特別事業



(1) 令和6年度 浅科人権文化センター事業報告

事業名	事業内容	実施日	開催回数	参加人数及び件数	事業の方向性・検討課題
基本事業					
社会調査及び研究事業	① 人権同和教育・人権啓発に係る講演会や研修に出席				今後も積極的に研修会等に参加し、知識の習得に努める。
	第112回長野県隣保館関係職員研修会	4/16	1	3	
	第113回長野県隣保館関係職員研修会	10/29	1	3	
	第61回全国隣保館職員東日本ブロック会研修会	10/31 ～ 11/1	1	2	
	② 訪問等による地区世帯状況等の把握	随時			
相談事業	① 個別訪問による相談活動 相談員により地区の独居老人世帯を重点に訪問し、長生き会への参加の呼びかけや、相談・言葉かけを行った。	随時	3		相談をととして地域の課題や住民ニーズ等発見し対応するとともに、予防していく。 相談ごとの回答やアドバイスを提供するにとどまらず「悩み事」をかかえた相談者に対する心のケアの場とする。
	② 相談者との来館及び電話での生活相談 内容に応じ関係機関と連携して助言指導を行った。				
	③ 教育相談 英語教室等の保護者や生徒への助言を行った。		4		
	④ 健康相談 長生き会や音楽教室開催に合わせて保健師による健康相談を実施した。		32		
啓発・広報活動事業	① 「浅科人権文化センターだより」の発行 (支部員、浅科人権文化センター運営委員、部落差別撤廃人権擁護審議会委員)	7月 12月 3月	3	各52部	今後も機会あるごとに、情報提供、発信を行なう。
	② 人権教育啓発関係ビデオの貸し出し	通年			
	③ 人権パネルの展示	通年			
	④ 「隣保館だより」の発行(広報佐久3月号別冊) 市内全戸と関係機関へ配布し、隣保館で実施された事業、次年度実施される予定の教室などを周知した。	3月	1	市内全戸	
	⑤解放新聞、ハローワーク求人情報、情報誌等の提供	通年			
地域交流事業	① 地域交流会(料理教室・音楽教室)	6月 ～ 12月	9	50	地区内関係者が減少しており、声掛けなどによる加入促進に努める。
周辺地域巡回事業	訪問指導により高齢者や障がい者、一人世帯等を巡回訪問し、相談を行い状況を把握し、指導を行った。	通年			高齢者等が気兼ねせずに相談できる関係を構築していく。
地域福祉事業	長生き会 (料理教室・健康相談)	6月 ～ 12月	9	38	浅科支部の女性会員に協力をお願いして、開催をしている。

事業名	事業内容	実施日	開催回数	参加人数及び件数	事業の方向性・検討課題
特別事業					
地域交流促進事業	《 休日開館事業 》				近年、休日の人権相談者が無いため周知の方法を考える。
	① 休日人権相談	4月 ～ 3月	12	0	
	② 絵手紙教室	毎月第1 土曜日	12	110	
	③ 成人書道教室（祝日：中学生以上対象）	4月 ～ 2月	9	63	
	④ 中学英語教室	5月 ～ 3月	4	10	
	《 交流促進講座開催事業 》				地域の実態に即して、教室開催を決めていく。
	① 児童書道教室（小学生対象）	毎週 水曜日	38	160	
	② 成人書道教室（中学生以上対象：休日開催除く）	毎週 月曜日	31	197	
	③ 絵手紙教室	毎月 第3 月曜日	12	74	
	④ 中学英語教室（1年） （浅科中学校1年生対象：休日開催除く）	毎週 木曜日	40	247	
相談機能強化事業	⑤ 中学英語教室（3年） （浅科中学校3年生対象：休日開催除く）	毎週 金曜日	44	132	地域の課題・生活支援について、各関係機関と情報交換や連携を通じ対応していく。
	① 支援方策検討会 長期的・継続的な相談援助を必要とする事項について自立支援の方策を検討するため支援方策検討会を実施した。	2/17	1	3	

隣 保 館 活 動 状 況（前年度対比）

【浅科人権文化センター】

1 相談事業実施状況

相 談 事 項	令和 6 年度相談件数	令和 5 年度相談件数
生活相談（生活・人権等相談）	3	39
健康相談（健康診断）	32	16
教育相談	4	11
職業相談（就職・失業保険）	0	0
事業相談	0	0
計	39	66

2 事業実施状況

事 業 名	令和 6 年度		令和 5 年度	
	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員
啓発・広報活動事業	1	14	1	15
地域交流事業	24	148	12	61
地域福祉事業	9	38	3	20
休日開館事業	25	183	25	121
交流促進講座開催事業 （休日開館は除く）	153	736	186	886
計	212	1, 119	227	1, 103
人権センター通信等の発行	3	地区支部員配布 他（52部／回）	3	地区支部員配布 他（53部／回）

(2) 令和7年度 浅科人権文化センター事業計画（案）

事業名	事業内容	実施日	開催回数
基本事業			
社会調査及び研究事業	① 研修会、講演会等への出席 全国隣保館職員東日本ブロック会研修会 長野県隣保館関係職員研修会他	随時	
	② 訪問等による地区世帯状況等の把握	随時	
相談事業	① 個別訪問による相談活動 相談員により地区の独居老人世帯を重点に訪問し、長生き会への参加の呼びかけや、相談・言葉かけを行っていく。	随時	
	② 来館者や電話での相談 内容に応じ関係機関と連携して助言指導を行っていく。	随時	
	③ 教育相談 英語教室の保護者や生徒に助言を行っていく。	随時	
	④ 健康相談 長生き会や音楽教室の折に保健師・看護師による健康相談を実施する。	事業実施時	
啓発・広報活動事業	① 「浅科人権文化センターだより」の発行 (支部員、浅科人権文化センター運営委員、部落差別撤廃人権擁護審議会委員、各教室参加者へ配布)	7月 11月 3月	3
	② 人権教育啓発関係ビデオの貸し出し	随時	
	③ 人権パネルの展示	通年	
	④ 「隣保館だより」の発行(広報3月号別冊)	3月	1
	⑤ 解放新聞、ハローワーク求人情報、情報誌等の提供	通年	
	⑥ 人権啓発講演会		1
地域交流事業	① 地域交流会(料理教室・音楽教室)	5月 ～ 11月	9
周辺地域巡回事業	訪問指導により高齢者や障がい者、一人世帯等の家庭を巡回訪問し、健康や介護等の相談に応じて状況を把握し、指導を行う。	通年	
地域福祉事業	① 長生き会 (料理教室・健康相談)	5月 ～ 11月	3

事業名	事業内容	実施日	開催回数
特別事業			
地域交流促進事業	《 休日開館事業 》		
	① 休日人権相談	毎月第3土曜日	12
	② 絵手紙教室	5月～11月第1土曜日	7
	③ 成人書道教室（祝日：中学生以上対象）	年間	9
	④ 中学英語教室（休日：2年10回）	年間	10
	《 交流促進講座開催事業 》		
	① 児童書道教室（小学生対象）	毎週水曜日	38
	② 成人書道教室（中学生以上対象：休日開催除く）	毎週月曜日	31
	③ 絵手紙教室	毎月第3月曜日（12回） 4月、12月～3月第4木曜日（5回）	17
	④ 中学英語教室（1年） （浅科中学校1年生対象：休日開催除く）	毎週水曜日	37
相談機能強化事業	⑤ 中学英語教室（2年） （浅科中学校2年生対象：休日開催除く）	毎週木曜日	56
	① 支援方策検討会 長期的・継続的な相談援助を必要とする事項について自立支援の方策を検討するため支援方策検討会を実施する。	必要に応じて	

改正

平成26年3月24日条例第2号
 平成31年3月22日条例第4号
 令和元年7月1日条例第14号

佐久市隣保館条例

(設置)

第1条 地域社会の中で福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号の規定に基づき、佐久市隣保館（以下「隣保館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市中央隣保館	佐久市瀬戸1177番地2
臼田人権文化センター	佐久市臼田89番地3
浅科人権文化センター	佐久市甲14番地2
望月人権文化センター	佐久市望月471番地12

(休館日)

第3条 隣保館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用時間)

第4条 隣保館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(事業)

第5条 隣保館は、次の事業を行うものとする。

(1) 基本事業

- ア 社会調査及び研究事業
- イ 相談事業
- ウ 啓発・広報活動事業
- エ 地域交流事業
- オ 周辺地域巡回事業
- カ 地域福祉事業
- キ アからカまでに掲げるもののほか、隣保館の設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 特別事業

- ア 隣保館デイサービス事業
- イ 地域交流促進事業
- ウ 継続的相談援助事業
- エ 広域隣保活動事業

2 特別事業は、地域の実情に応じて行うものとし、その事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(職員)

第6条 隣保館に館長及び指導職員を置くとともに、必要に応じてその他の職員を置く。

(運営委員会)

第7条 隣保館事業を円滑かつ適切に運営するため、各隣保館に隣保館運営委員会を置く。

(使用の許可等)

第8条 佐久市中央隣保館又は望月人権文化センター（以下「利用館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、利用館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 使用の目的が隣保館の設置の趣旨に反するとき。
 - (2) 営利を目的とする販売、宣伝その他の行為を伴うとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。
- (使用許可の取消し等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用に係る目的以外に使用した場合
 - (2) 使用許可の条件に違反した場合
 - (3) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められる場合
- 2 前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 利用館の使用料の額は、別表のとおりとし、使用の許可の際又は使用後に徴収する。

(使用料の減額又は免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 社会福祉関係の団体が使用する場合
- (2) 社会教育関係の団体又は人権・文化団体が使用する場合
- (3) 公益上必要と認める機関又は団体が使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合

(特別の設備)

第12条 使用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、利用館を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第9条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により隣保館の建物及び設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市隣保館条例（昭和55年佐久市条例第13号）、浅科村隣保館設置条例（平成8年浅科村条例第8号）又は望月町隣保館の設置及び管理に関する条例（昭和46年望月町条例第8号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成26年 3 月24日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
（佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成31年 3 月22日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例による改正後の佐久市隣保館条例の規定による佐久市中央隣保館の冷暖房設備の使用についての許可に係る手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和元年 7 月 1 日 条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（佐久市佐久情報センター条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（第28条及び第45条の規定を除く。）は、施行日以後の使用等に係る使用料等について適用する。ただし、施行日前にされた使用許可等に基づく使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

区分		使用料 （1 時間につき）
佐久市中央隣保館	大会議室	730円
	会議室	200円
	生活改善室	310円
	調理講習室	410円
	冷暖房設備	市長が別に定める額
望月人権文化センター	相談室	200円
	教養娯楽室	200円
	生活改善室	310円
	会議室 1	310円
	会議室 2	200円

改正

平成26年3月24日規則第8号

平成31年3月22日規則第5号

佐久市隣保館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市隣保館条例（平成17年佐久市条例第100号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により佐久市中央隣保館又は望月人権文化センターを使用しようとする者は、佐久市隣保館使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(使用許可)

第3条 市長は、前条の規定に基づき申請を受け、これを許可したときは、佐久市隣保館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料の減額又は免除)

第4条 条例第11条の規定により、使用料を減額し、又は免除を申請しようとする者は、佐久市隣保館使用料減額（免除）申請書（様式第3号）により申請するものとする。

(使用後の処理)

第5条 使用者は、使用が終わったときは、直ちに清掃し、使用物件を整理するとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

(運営委員会)

第6条 各運営委員会（以下「委員会」という。）は、委員会委員（以下「委員」という。）10人以上とし、次に掲げる区分により市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 人権関係団体代表者

(2) 識見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

第7条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を総理し、会務を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

第8条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市隣保館条例施行規則（昭和53年佐久市規則第5号）、浅科村隣保館管理規則（平成8年浅科村規則第5号）又は望月町隣保館管理規則（昭和46年望月町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月24日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第5号）

この規則は、佐久市隣保館条例の一部を改正する条例（平成31年佐久市条例第4号）附則第2項の規定の施行の日から施行する。

館 長

佐久市隣保館使用許可申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所
 氏 名
 電 話 （ ）

下記のとおり使用したいので申請します。

隣 保 館 名	佐久市中央隣保館・望月人権文化センター					
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 ～ 午前 時 午後 時					
使 用 目 的						
使用責任者	住 所	電 話 （ ）	氏 名			
使用予定人員	人 備 考					
佐 久 市 中 央 隣 保 館			望 月 人 権 文 化 セ ン タ ー		※この欄は記入し ないでください。 ＊使用料合計 円 ＊減額（免除）申 請書 有・無 ＊予約状況確認 担当者 ㊦	
室名・設備名	時間	使用料	室 名	時間		使用料
大 会 議 室			相 談 室			
会 議 室			教養娯楽室			
生活改善室			生活改善室			
料理講習室			会議室 1			
冷暖房設備			会議室 2			

※ 使用料の減額又は免除を受けようとするときは、「佐久市隣保館使用料減額（免除）申請書」を提出してください。

佐久市隣保館使用許可書

年 月 日

様

佐久市長 印

下記のとおり使用することを許可します。

隣 保 館 名	佐久市中央隣保館・望月人権文化センター										
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 時 ~ 午前 時 時 午後 時 時 午後 時 時										
使 用 目 的											
使 用 責 任 者	住 所	電 話 ()					氏 名				
使用予定人員	人		備 考								
佐 久 市 中 央 隣 保 館			望 月 人 権 文 化 セ ン タ ー			使用条件 ※使用料は期日までに納入すること。					
室名・設備名	時間	使 用 料	室 名	時間	使 用 料						
大 会 議 室			相 談 室								
会 議 室			教養娯楽室								
生活改善室			生活改善室								
料理講習室			会議室 1								
冷暖房設備			会議室 2								

佐久市隣保館使用料減額（免除）申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所
氏 名
電 話 （ ）

下記のとおり使用料を減額（免除）してください。

隣 保 館 名	佐久市中央隣保館・望月人権文化センター				
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 ～ 午前 時 午後 時 午後 時				
使 用 目 的					
減額（免除） 申 請 理 由			減額（免除） 申 請 額	円	
共 催 ・ 後 援 団 体 名 等					
佐 久 市 中 央 隣 保 館			望 月 人 権 文 化 セ ン タ ー		※この欄は記入し ないでください。
室名・設備名	時間	使 用 料	室 名	時間	使 用 料
大 会 議 室			相 談 室		
会 議 室			教養娯楽室		
生 活 改 善 室			生活改善室		
料 理 講 習 室			会 議 室 1		
冷 暖 房 設 備			会 議 室 2		
【決定】 * 使用料合計 円 * 減額（免除）額 円 * 差引使用料 円					